

新潟県内初! 平成19年4月1日から施行!

「放置自動車の発生の防止及び処理に関する条例」 を制定しました。

現在、長岡市の公共施設の駐車場などに、多くの自動車が放置されています。

放置自動車は、施設の利用者の妨げとなるほか、様々な悪影響を及ぼす恐れがあります。

そこで、長岡市では放置自動車の発生の防止と適正な処理をするための条例を新潟県内で初めて制定し、平成19年4月1日から施行します。



この条例の本文は、長岡市ホームページの長岡市例規類集

<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/shisei/jyourei/reiki/index.html>

に掲載されています。

自動車を放置しない! 放置させない!



長岡市の公共施設等で

自動車を放置し、条例に違反すると20万円以下の罰金が科せられます!

(公共施設等とは図書館や体育館駐車場など長岡市が所有または管理する場所をいいます)

私有地の放置自動車にお困りの方を支援します!

◇放置自動車の使用者等の調査
自動車を放置した人を探します。

◇放置自動車の対応への支援(相談、助言)
放置自動車の処理にあたっての困り事や
心配な事について相談や助言をします。

放置自動車についての相談申込先

・長岡地域	長岡市環境業務課	☎24-2837
・中之島地域	中之島支所市民生活課	☎61-2014
・越路地域	越路支所市民生活課	☎92-5905
・三島地域	三島支所市民生活課	☎42-2221
・山古志地域	山古志支所市民生活課	☎59-2332
・小国地域	小国支所市民生活課	☎95-5901
・和島地域	和島支所市民生活課	☎74-3111
・寺泊地域	寺泊支所市民生活課	☎75-3113
・栃尾地域	栃尾支所環境衛生課	☎53-2477
・与板地域	与板支所市民生活課	☎72-3100

